

吹田市市民活動災害保障制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民活動団体が行う活動（以下「市民活動」という。）において発生した事故による損害に対し、市民活動災害保障制度（以下「災害保障制度」という。）により補償を行い、もって市民活動の円滑な運営を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者または通勤、通学する者をいう。
- (2) 市民活動団体 主たる活動拠点を市内に有し、かつ5人以上の市民で組織され、地域社会活動、社会教育活動、社会福祉活動等の公益性のある活動が無報酬（実費弁償を除く。以下同じ）で行う団体をいう。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする活動を行うものを除く。
- (3) 活動者 市民活動団体に所属して活動を行う者をいう。
- (4) 指導者 市民活動の運営に関し指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。
- (5) 参加者 市民活動に参加する市民をいう。ただし、単に市民活動を見物する者や応援する者を除く。

(保険契約)

第3条 市は、災害保障制度を保全するために保険会社と保険契約を締結するものとする。

2 保険料は、市が負担する。

(補償対象者)

第4条 災害補償制度を適用する補償の対象者は、次に掲げる事故の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市、市民活動団体、市民活動団体の活動者及び指導者
- (2) 傷害事故 市民活動団体の活動者、指導者及び参加者

(補償対象事故)

第5条 災害保障制度を適用する補償の対象事故は、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中に発生した事故（当該活動に伴う移動を含む。）により、他人の生命、身体又は財物に損害を与えた場合において、法律上の賠償責任を負う事故

(2) 傷害事故 市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故（当該活動に伴う移動、往復経路を含む）により、身体に傷害を被る事故

（市主催事業について）

第6条 災害保障制度は、市が主催または共催で行なう事業のうち、市民活動に類するもので、市民等が無報酬で参画するものについても適用する。

（適用除外）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、当該各号に定める事故は、災害補償制度の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

ア 故意による事故

イ 同居の親族に対する事故

ウ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故

エ 自己が所有、使用、管理する車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）又は動物による事故

オ その他保険契約の約款及び特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故

ア 故意又は重大な過失による事故

イ 脳疾患、疾病又は心身喪失による事故

ウ 地震、噴火又はこれらによる津波による事故

エ 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

オ その他保険契約の約款及び特約条項で免責とされる事故

（損害賠償の範囲）

第8条 損害賠償責任事故に対する補償の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被害者に対する損害賠償金、治療費、通院交通費、入院費、休業損害費、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料等

(2) 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用

(3) 損害の防止又は軽減のため有益な応急又は緊急の措置に要する費用

（損害賠償責任事故の補償金の限度額等）

第9条 損害賠償責任事故の補償の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生命又は身体に対する損害 1名につき3,000万円、かつ、1事故につき3億円

(2) 財物（次号に該当するものを除く。）に対する損害 1事故につき500万円

(3) 預かり品その他の管理責任を負う財物に対する損害 1事故につき100万円

2 前項の補償に対する免責額は、1事故につき1,000円とする。

3 被害者が法令による賠償、その他これに類する給付を受ける場合は、その金額の限度において補償金の支払い義務を免れるものとする。

(傷害事故の補償金額)

第10条 傷害事故の補償金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡補償金 事故の日から180日以内に死亡したときは、1名につき200万円(後遺障害補償金を支払った場合は、その金額を控除した額)
- (2) 後遺障害補償金 事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは1名につき6万円から200万円の範囲で後遺障害の程度に応じて保険会社が定める額
- (3) 入院補償金 入院による治療を受けたときは、事故の日から180日までの間において、1名1日につき1,500円
- (4) 通院補償金 通院による治療を受けたときは、事故の日から180日までの間において90日を限度として、1名1日につき1,000円

2 前項の規定にかかわらず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないものに対する補償は行わない。

(登録の届出)

第11条 災害保障制度の適用を受けようとする団体は、市民活動団体届に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、市民活動団体の登録をしなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 定款・規約又は会則
- (3) 構成員の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の届を提出した団体(以下「登録団体」という。)は、届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事故の報告)

第12条 登録団体は、市民活動に基づくと認められる事故が発生したときは、速やかに、事故報告書を市長に提出しなければならない。

(事故の認定)

第13条 市長は、前項の報告書が提出されたときは、その事故が市民活動において発生したものであるかどうかの認定を行い、市民活動において発生したものであると認定したときは、その報告書を保険会社に送付するものとする。

2 市長は、前項の認定を行うため必要と認めるときは、吹田市市民活動保障制度事務担当者会議(次項において「担当者会議」という。)に諮るものとする。

3 担当者会議に関する事項は、別に定める。

(補償の方法)

第14条 災害保障制度による補償は、保険会社の定める請求手続きに基づいて、補償金を支払うことにより行うものとする。

(保険契約の約款及び特約への委任)

第15条 第4条から第10条まで及び前条に定めるもののほか、補償の詳細、補償金の支払等については、保険契約の約款及び特約に定めるところによる。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、災害保障制度の実施に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。